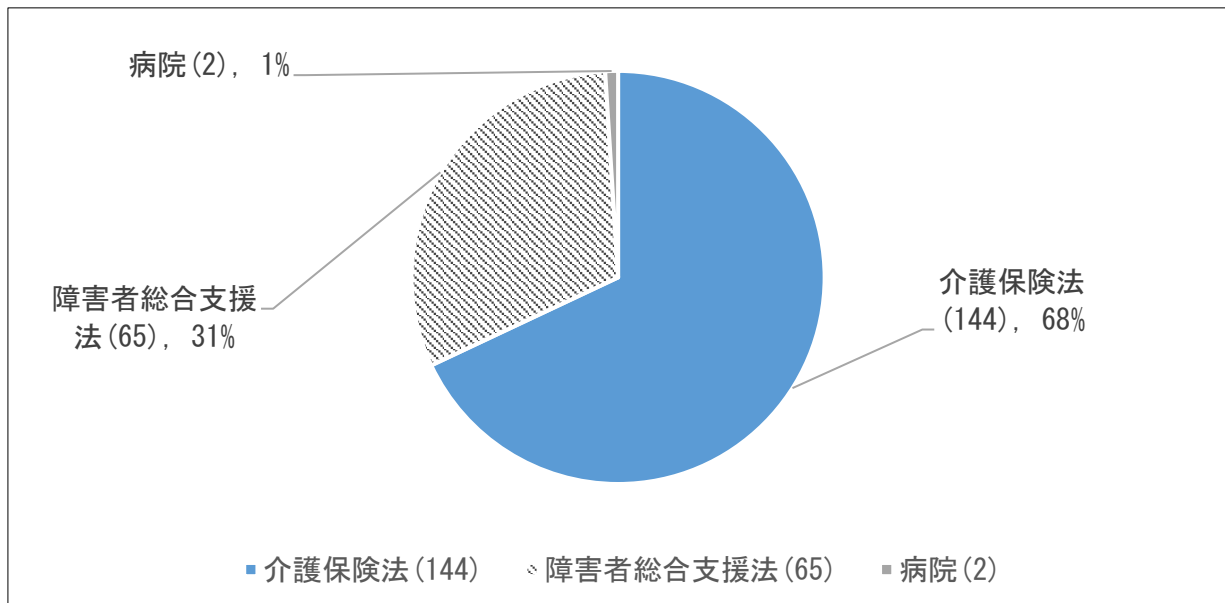


令和 5 年度 事業所向けアンケート結果

調査期間	令和 5 年 8 月 17 日 (木) ~ 9 月 13 日 (水)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院 ①高齢者施設 (介護保険法) : 209 事業所 ②障がい者施設 (障害者総合支援法) : 89 事業所 ③病院 : 3 病院 合計 : 301 事業所
調査方法	インターネット回答 (LoGo フォーム)
回収票数	①高齢者施設 (介護保険法) : 144 事業所 (68.8%) ②障がい者施設 (障害者総合支援法) : 65 事業所 (73.0%) ③病院 : 2 病院 (66.6%) 合計 : 211 事業所 (70.0%)

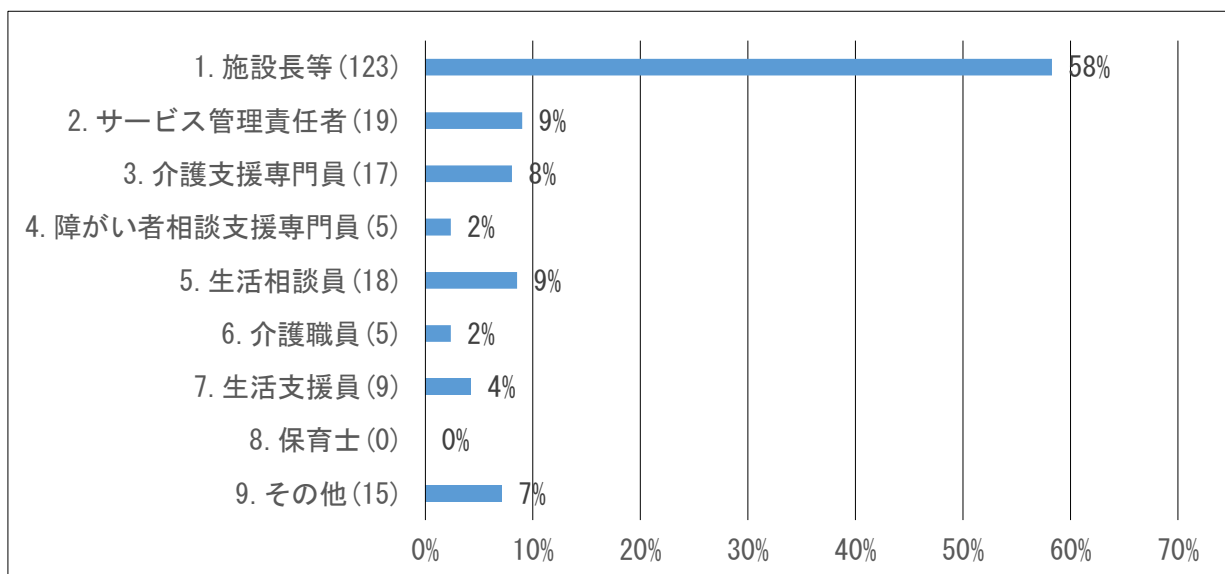
Q 1、Q 2、Q 3、Q 4

あなたの事業所の提供サービスにおける根拠法(対象者)を教えてください。



Q 5 あなたの事業所での職種を教えてください(複数回答可)。

- | | |
|---------------|----------|
| 1 施設長・管理者・所長 | 6 介護職員 |
| 2 サービス管理責任者 | 7 生活支援員 |
| 3 介護支援専門員 | 8 保育士 |
| 4 障がい者相談支援専門員 | 9 その他() |
| 5 生活相談員 | |



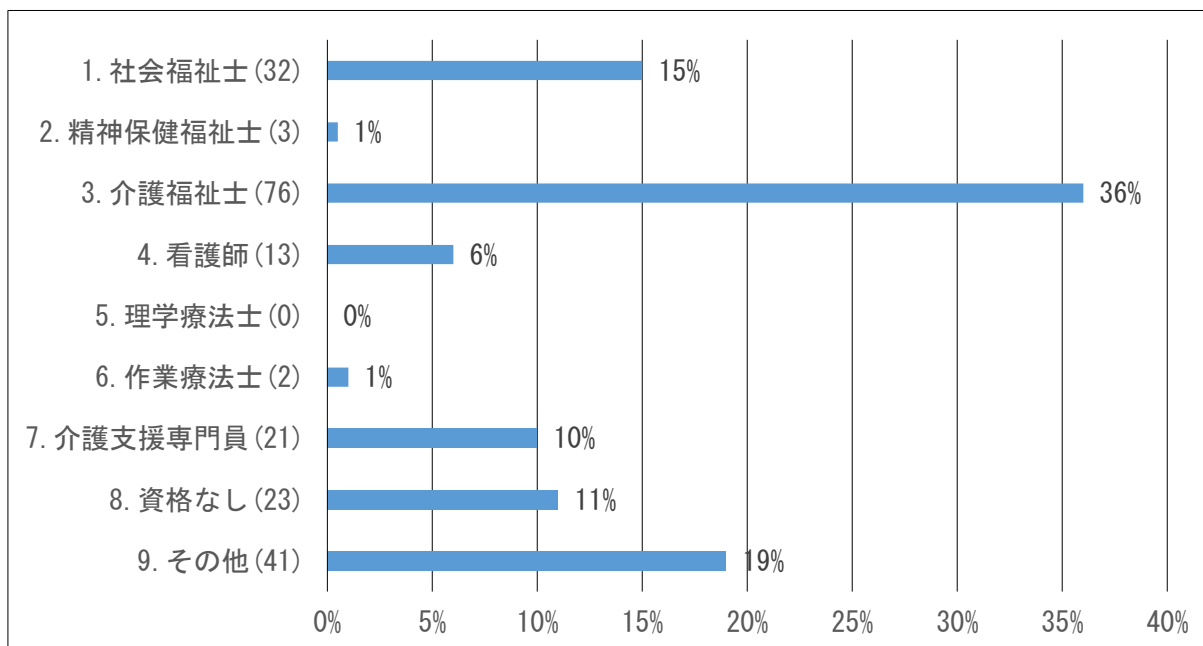
* 回答者 221 事業所に対する割合 (例: 施設長等 123 ÷ 221 = 58%)

その他：

- ・医療ソーシャルワーカー
- ・看護師
- ・支援相談員
- ・事務職員
- ・社会福祉士
- ・職業指導員
- ・世話人
- ・精神保健福祉士
- ・福祉用具専門相談員 など

Q6、 あなたの主となる基礎資格を一つ教えてください。

1 社会福祉士	5 理学療法士	9 その他()
2 精神保健福祉士	6 作業療法士	
3 介護福祉士	7 介護支援専門員	
4 看護師	8 資格なし	



その他：

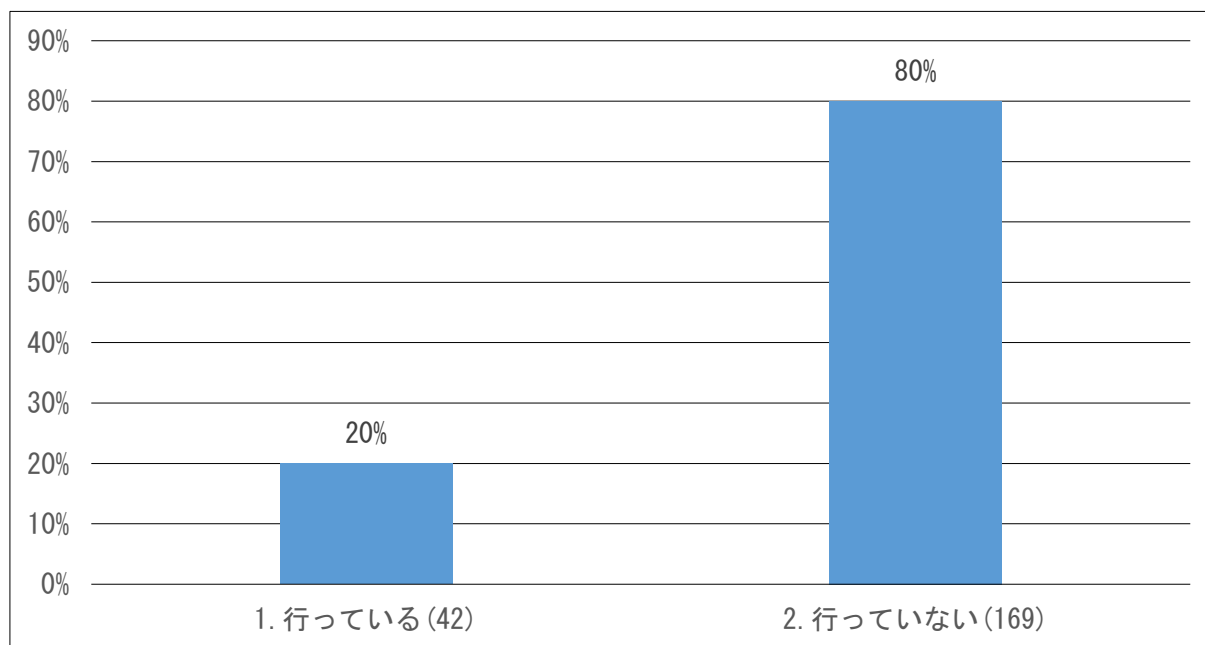
- ・CFP（日本FP協会）
- ・ホームヘルパー 1 級
- ・ホームヘルパー 2 級
- ・栄養士

- ・ 教員免許
- ・ 実務者
- ・ 社会福祉主事
- ・ 柔道整復師
- ・ 初任者研修
- ・ 福祉用具専門相談員
- ・ 福祉用具専門相談員講習受講
- ・ 保育士
- ・ 保健師 など

Q 7 あなたの事業所では、利用者の金銭管理（通帳管理など）を行っていますか。

1 金銭管理を行っている

2 金銭管理を行っていない

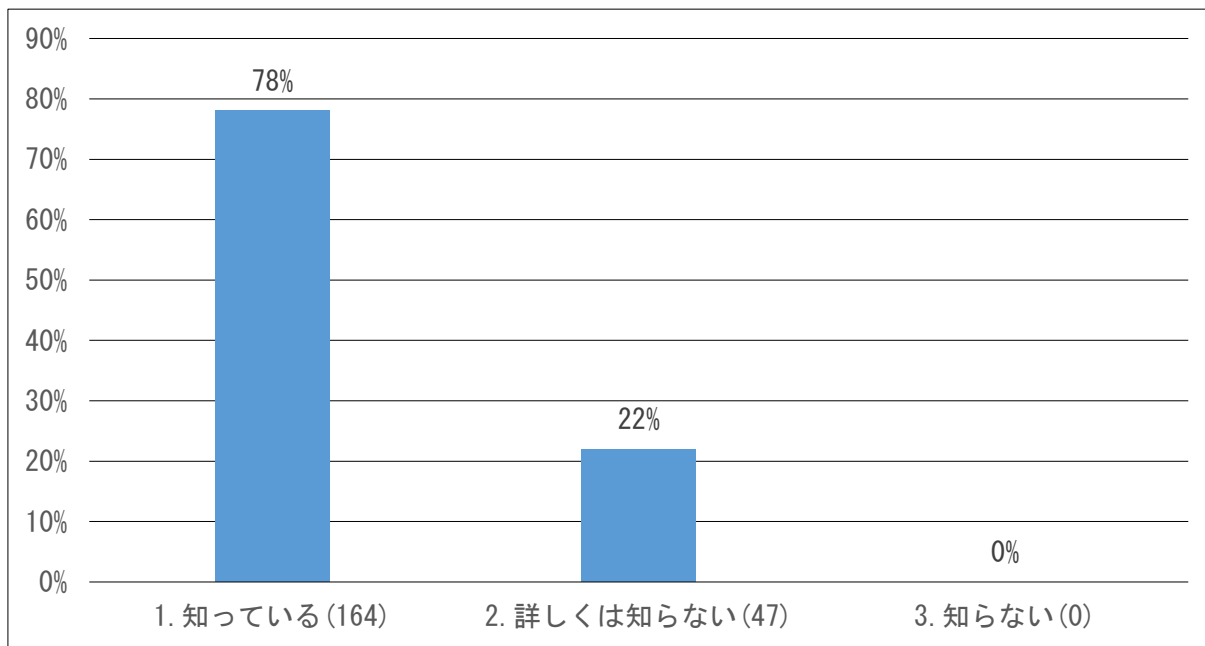


Q 8 あなたは成年後見制度について知っていますか。

1 知っている

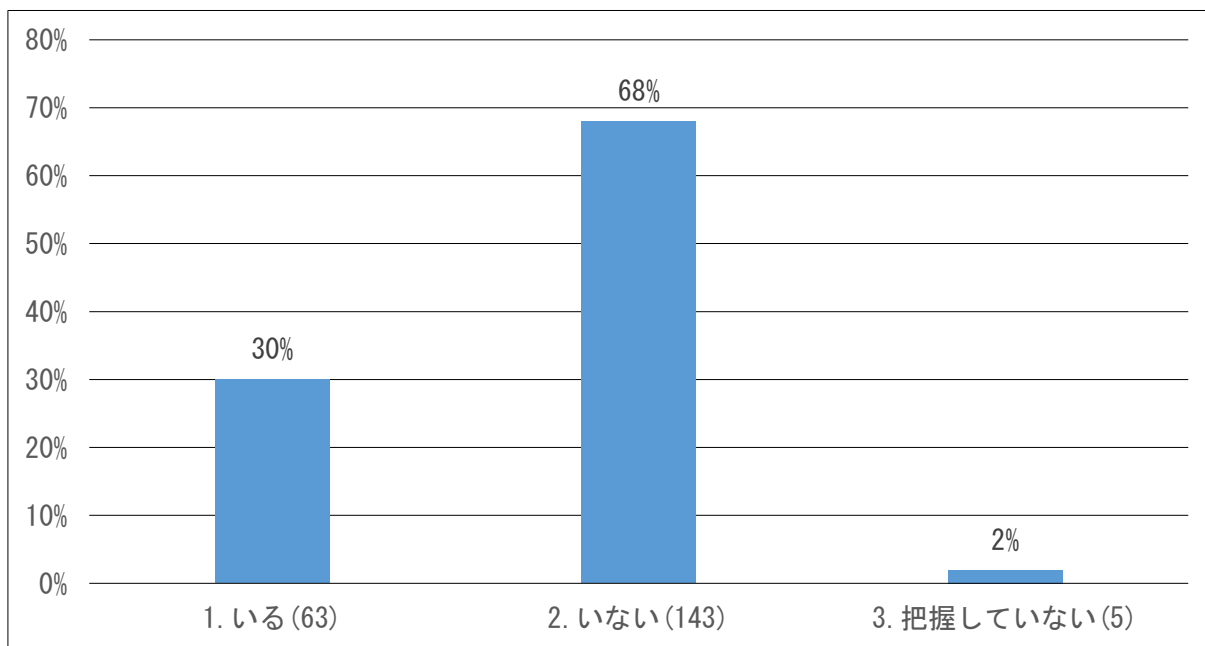
2 詳しくは知らないが制度は知っている（聞いたことがある）

3 知らない



Q9 あなたの事業所の利用で現在、成年後見制度を利用している方はいますか。

1 いる 2 いない 3 把握していない



Q10、Q11 Q9において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：後見 の利用者の概ねの人数を教えてください。

_____人

後見	回答数	人数(回答数×人数)
1人	41	41
2人	5	10
3人	3	9
4人	2	7
6人以上	3	44
人数はわからない	1	-
	55	111

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

* 6人以上の人数の内訳は 12人×回答数1、16人×回答数2

Q12、Q13 Q9において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：保佐 の利用者の概ねの人数を教えてください。

_____人

保佐	回答数	人数(回答数×人数)
1人	19	39
2人	2	4
3人	1	3
4人	1	4
5人	1	5
人数はわからない	1	-
	25	55

* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q14、Q15 Q9において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：補助 の利用者の概ねの人数を教えてください。

_____人

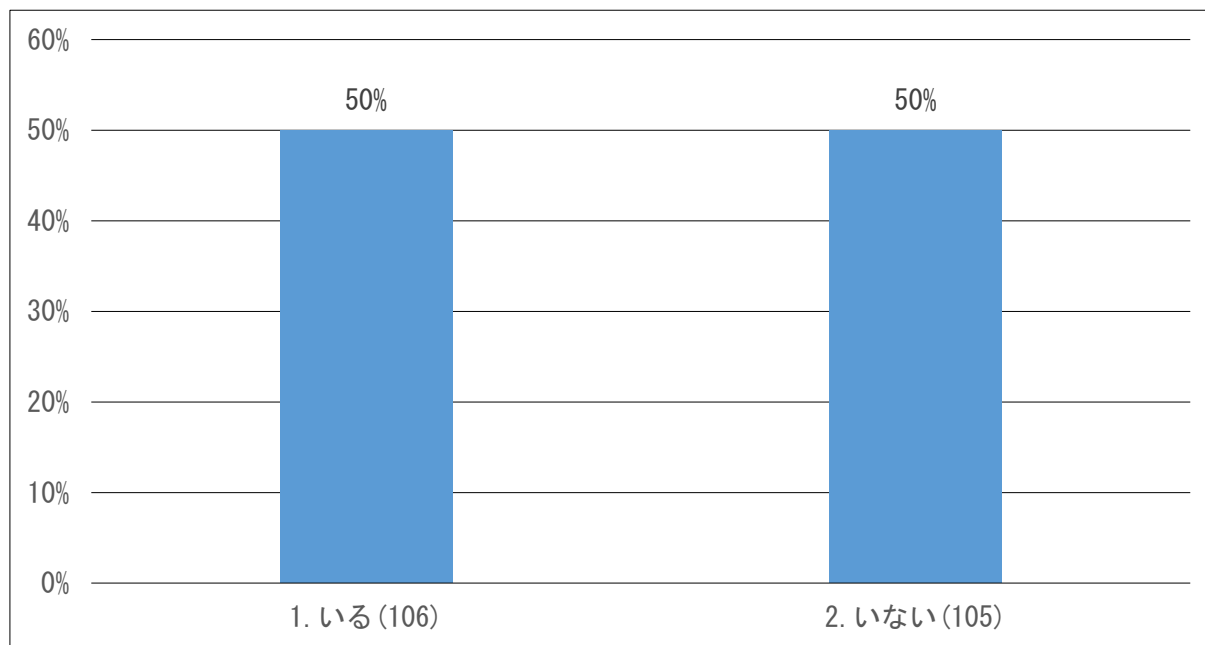
補助	回答数	人数(回答数×人数)
1人	3	3
2人	1	2
人数はわからない	1	-
	4	5

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q16 あなたの事業所の利用者で、『将来的に』成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。

1 いる

2 いない



Q17、Q18 Q16において「いる」と回答した方にお伺いします。
成年後見制度の利用が必要と思われる人の概ねの人数をお答えください。

_____ 人

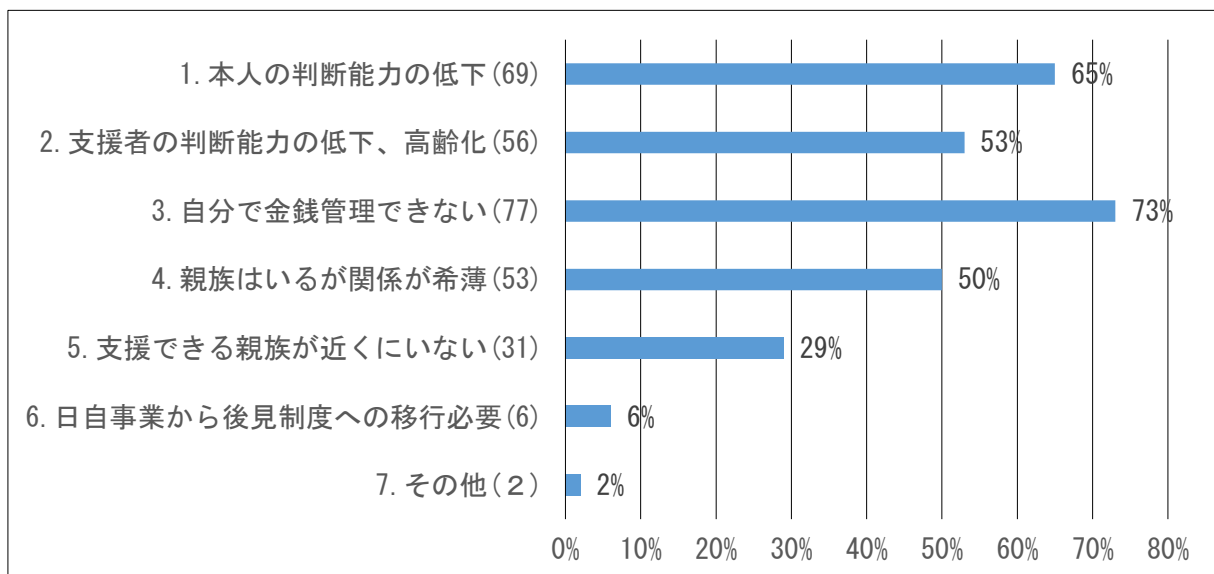
	回答数	人数(回答数×人数)
1人	37	37
2人	23	46
3人	18	54
4人	5	20
5人	6	30
6人以上	16	255
人数はわからない	1	-
	106	442

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q19、 Q16において「いる」と回答した方にお伺いします。

成年後見制度の利用が将来的に必要と思われる理由をお答えください(複数回答)。

- 1 本人の判断能力の低下
- 2 親族等の支援している方の判断能力低下や高齢化
- 3 自分でお金や資産の管理ができない
- 4 親族はいるが関係が希薄
- 5 支援できる親族が近くにいない
- 6 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要
- 7 その他()



* Q16 「いる」と回答した 103 事業所に対する割合

その他：

・親族以外の知人が本人の金銭管理をしている。本人からの希望と知人は話すが、本人はうつ傾向で認知機能の低下も心配されるため、いずれは公的な支援が必要と思われる。

* Q21 「ある」と回答した 61 事業所に対しての割合

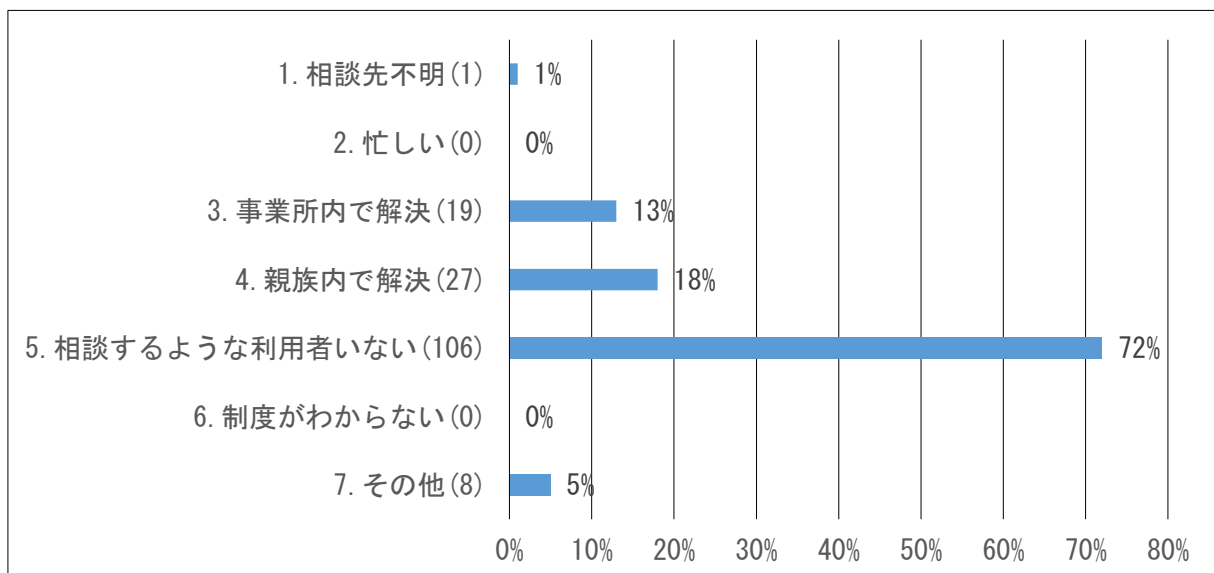
その他：ケアマネジャー

Q22

Q20において「ない」と回答した方にお伺いします。

成年後見制度の相談をしたことがない理由をお答えください(複数回答可)。

- 1 相談先がわからない
- 2 忙しくて相談する余裕がない
- 3 事業所内で解決できた
- 4 利用者の親族内で解決できた
- 5 相談するような利用者がない
- 6 制度がわからないので、何を相談したら良いのかわからない
- 7 その他()



* Q21 「ない」と回答した 159 事業所に対しての割合

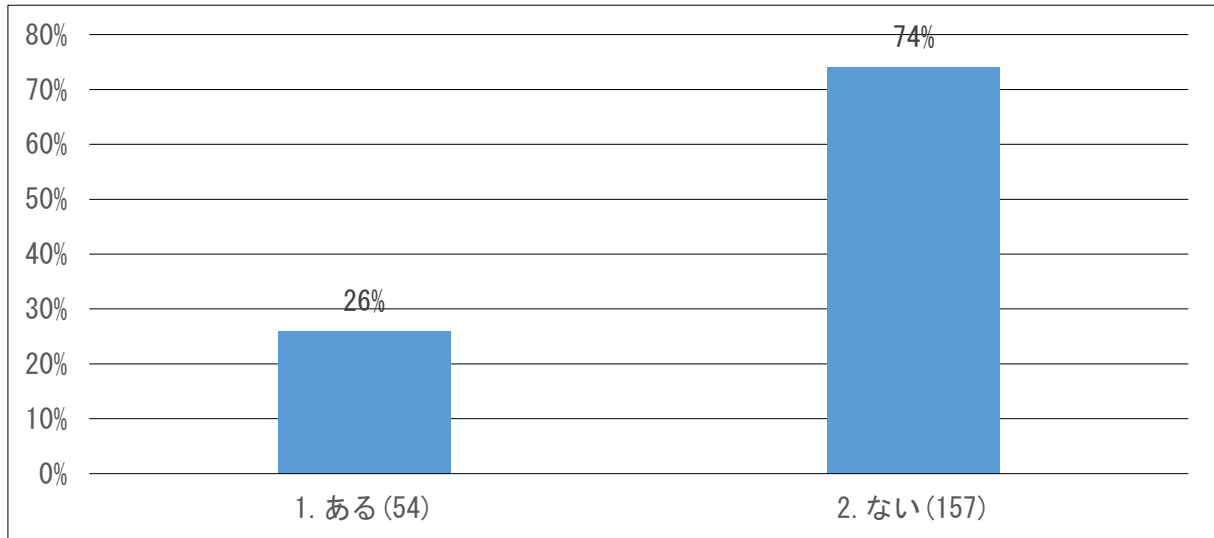
その他：

- ・ケアマネジャーに相談した。
- ・以前利用していた方が通所前から利用していたため。
- ・以前利用していた方が入所前から利用していたため。
- ・急を要する状況ではない。将来的に必要と思われる。
- ・大分先の将来に必要なかもしれない段階のため、まだ相談していない。
- ・利用者が未成年者と若年者であり、制度利用の緊急性がない。
- ・利用者や親族が制度を利用したい意向が固まらないため保留。

Q23 あなたの事業所では、高齢者虐待・障がい者虐待について他機関に相談したことはありますか。

1 相談したことがある

2 相談したことがない



Q24 Q23において「相談したことがある」と回答した方にお伺いします。相談した他機関をお答えください(複数回答可)。

1 地域包括支援センター

6 警察

2 障がい者相談支援事業所

7 弁護士等の司法専門職

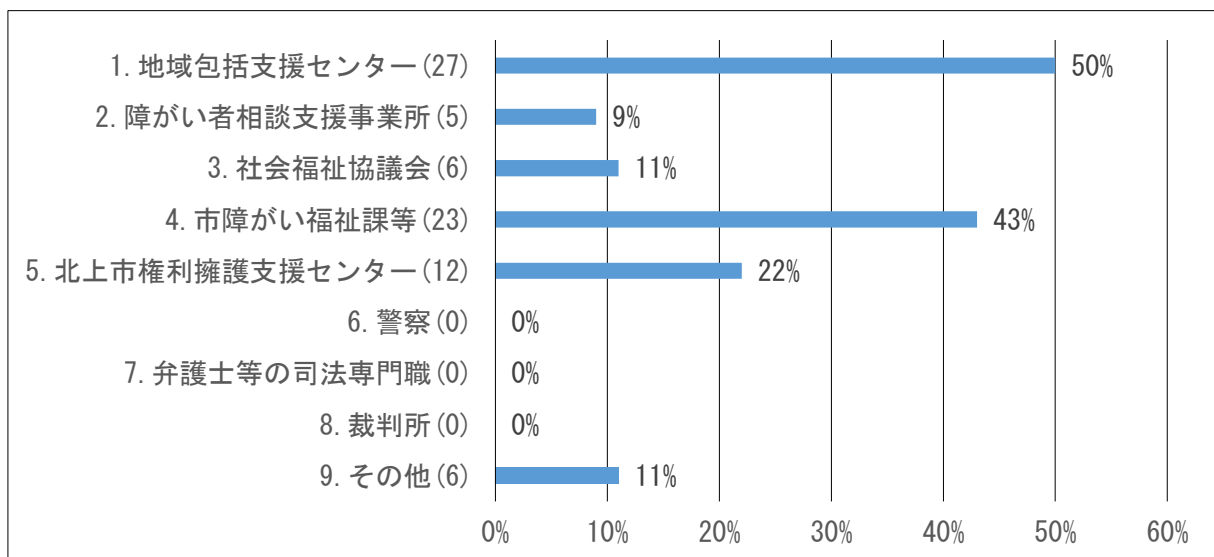
3 社会福祉協議会

8 裁判所

4 北上市役所(障がい福祉課等)

9 その他()

5 北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内)



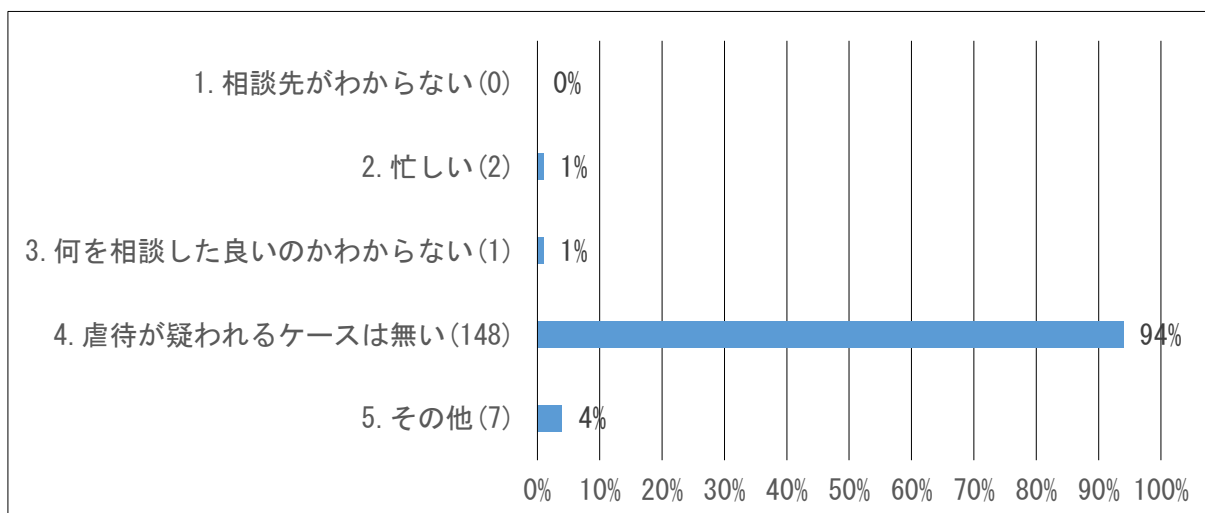
* Q23 において「相談したことがある」と回答した 54 事業所に対する割合

その他：

- ・ ケアマネジャーに相談
- ・ ケアマネや担当医師へ相談して事実確認している。
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 担当ケアマネに報告。担当ケアマネから包括支援センターへ情報が行き、そこから対象利用者のデイ利用日にケアマネと包括職員が見に来る、といった形が多いです。

Q25、Q23 において「相談したことが無い」と回答した方にお伺いします。相談したことが無い理由をお答えください(複数回答可)。

- 1 相談先がわからない
- 2 虐待が疑われるケースはあるが、忙しくて相談する余裕がない
- 3 なにを相談したら良いのかわからない
- 4 虐待が疑われるケースはない
- 5 その他()



* Q23 において「相談したことが無い」と回答した 148 事業所に対する割合

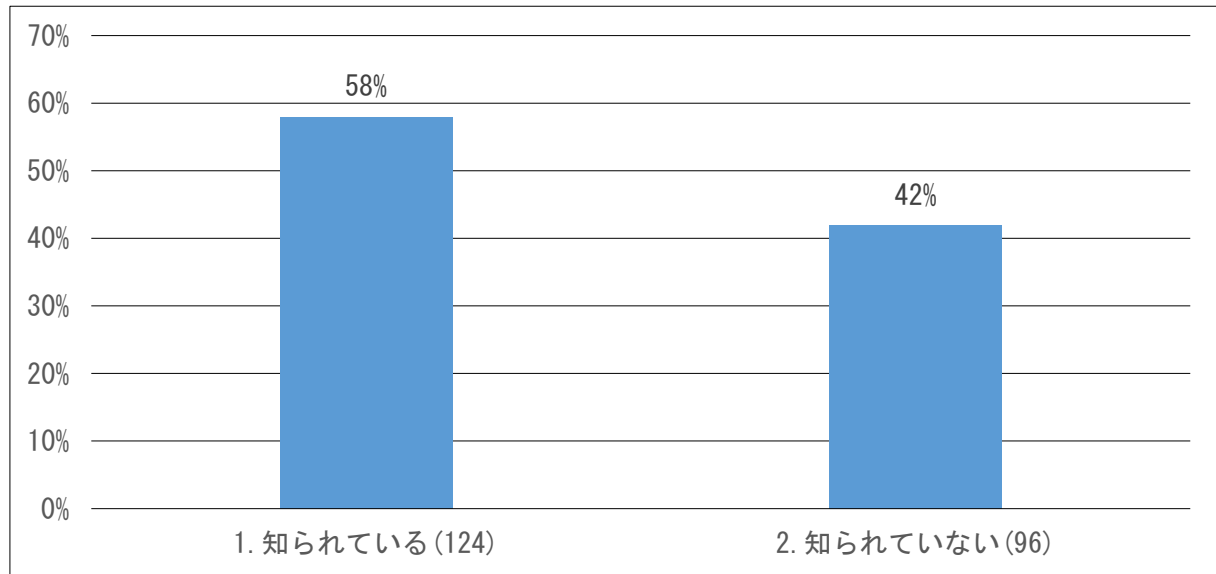
その他：

- ・ ケアマネが先に情報を得て対応しているため
- ・ まずは担当ケアマネジャーへ報告するため。
- ・ 虐待が疑われるケースは担当のケアマネジャーに報告している。
- ・ 法人内の支援センターへ引き継いだ。
- ・ 利用者本人が事を大きくしたくない。

Q26 あなたの事業所利用者や職員に、成年後見制度は知られていると思いますか

1 知られている

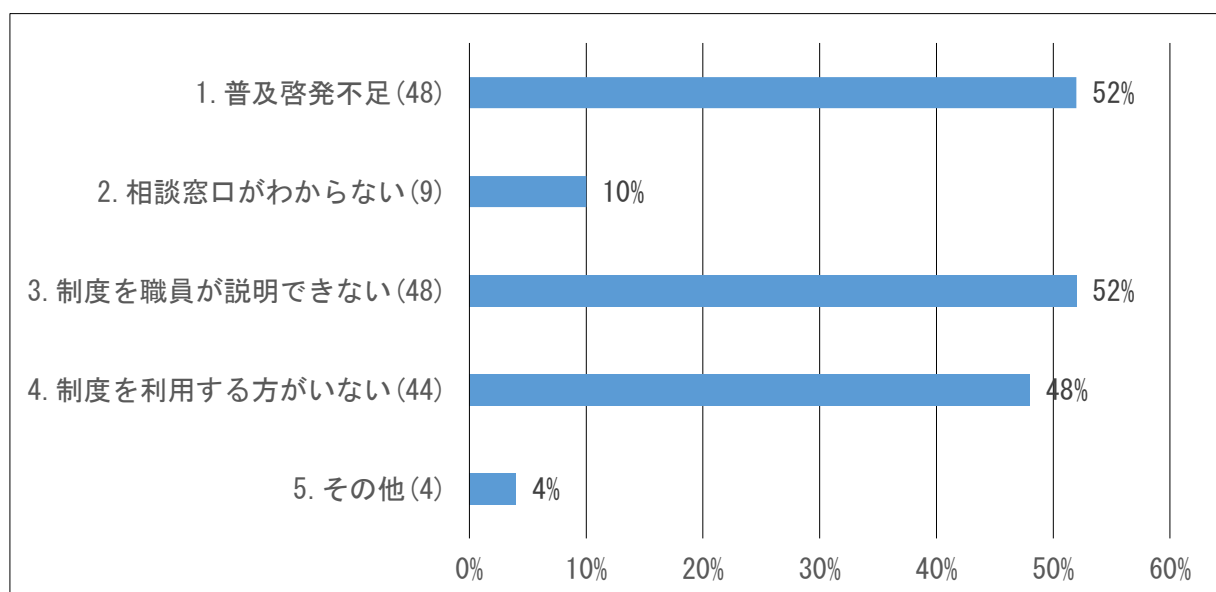
2 知られていない



Q27、Q26で「知られていない」と回答した方にお伺いします。

知られていない理由をお答えください(複数回答可)。

- 1 研修等の普及啓発が不足している
- 2 相談窓口がわからない
- 3 制度が難しく職員から利用者へ説明できない
- 4 制度を利用する様な利用者がいない
- 5 その他()



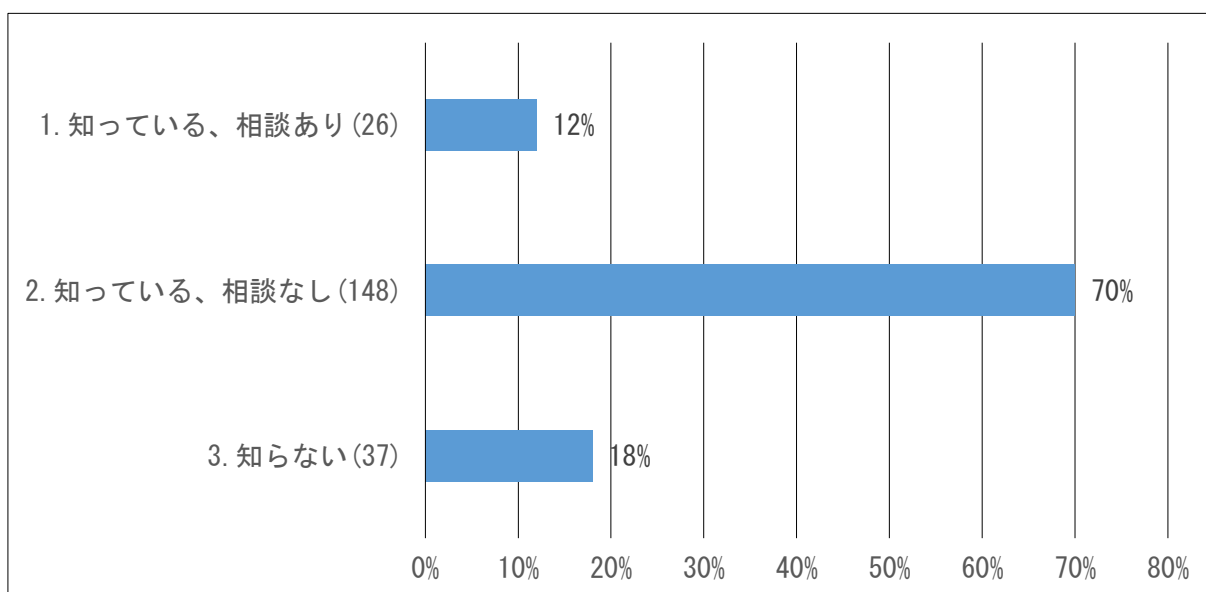
* Q26 で「知られていない」と回答した 96 事業所に対する割合

その他：

- ・ 経験が浅いスタッフが多いため。
- ・ 今後研修予定
- ・ 利用者の理解が難しい。

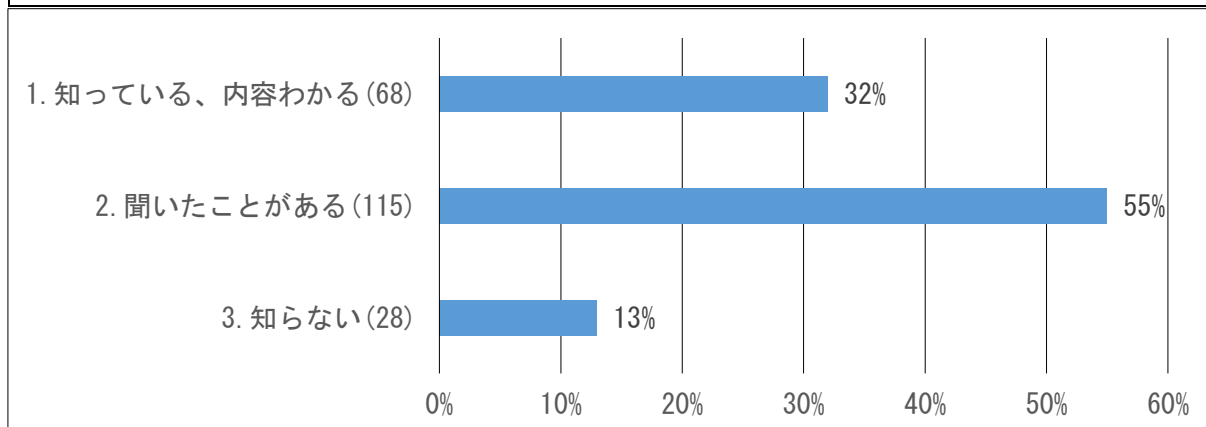
Q28 あなたは、北上市役所の長寿介護課内に「北上市権利擁護支援センター」が設置（令和3年4月1日設置）されたことを知っていますか。

- 1 知っているし、相談したことがある 3 知らない
2 知っているが、相談したことはない



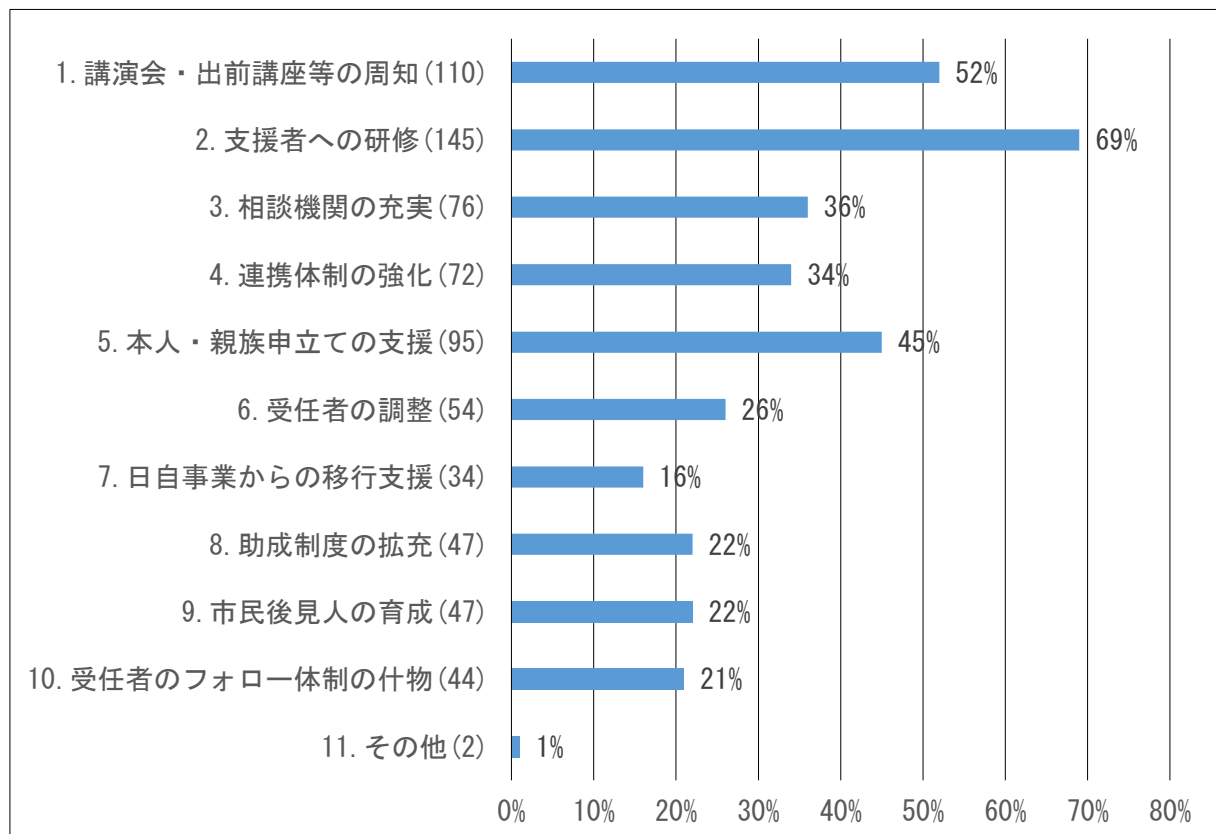
Q29 あなたは、市民後見人制度を知っていますか。

- 1 知っているし、内容もわかる 3 知らない
2 聞いたことはあるが、内容はわからない



Q30 あなたは、成年後見制度の利用を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)。

- 1 講演会・出前講座等での市民への周知
- 2 支援者(事業所の職員など)への研修
- 3 成年後見制度・高齢者や障がい者虐待等に関する相談機関の充実
- 4 司法・福祉・医療などの連携体制の強化
- 5 本人・親族申立ての支援
- 6 成年後見制度における適切な受任者の調整
- 7 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
- 8 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充
- 9 市民後見人の育成
- 10 後見人等の受任者へのフォロー体制の充実
- 11 その他()



その他：

- ・ 首長申立に関する体制等の充実
- ・ 法人後見

Q31 成年後見制度に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答をしてください。

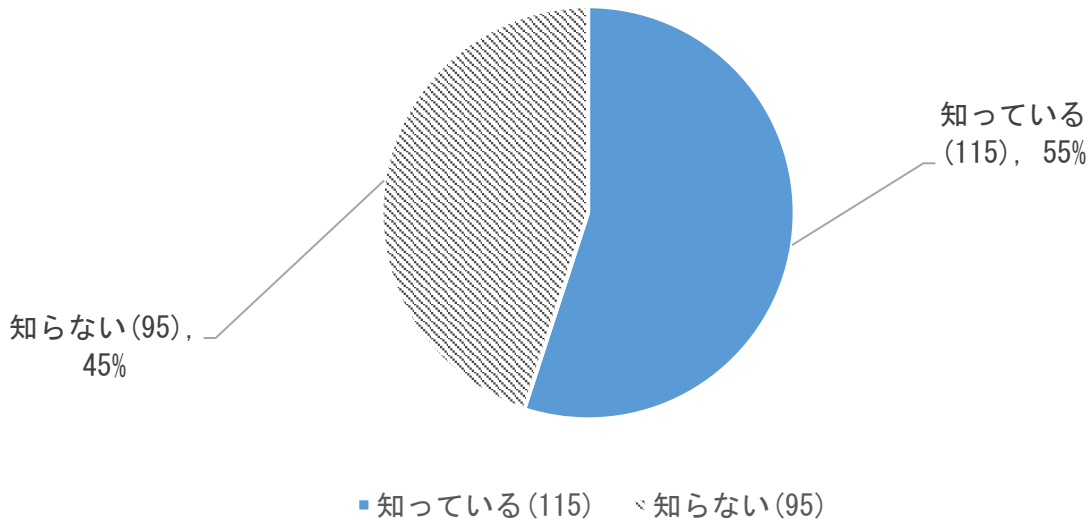
- ・ ①メリット、デメリットを明確に示す。Q & Aを作成する。②早めの該当者に対する支援、アドバイスの充実
- ・ 関係機関の連携の取り組みのほか、地域住民への制度の広報が大切と思われます。
- ・ 申立てや後見の費用が高い。手続きが大変。
- ・ 相談対応できる職員数の増加。必要なときに迅速に制度利用できる体制。
- ・ 制度自体が難しく理解してもらうまでに時間がかかる。
- ・ 今後需要は増えていくであろうと思います。曖昧な基準でのサービス提供ではなく司法を絡めて明確な体制作り、受任者の育成が必要と思います。
- ・ 制度が浸透しておらず、難しいものでは、と受任者もなかなか見つけられないのではないかと？制度説明や資料、社会資源として有る意味民生委員より面倒かもしれない。行政は尽力されたい。
- ・ 料金が発生すること。担い手が少ないこと。
- ・ 家族との関係が希薄な時に、申し立てについて困る場合がある。
- ・ 各相談窓口（行政窓口・障害者相談支援事業等）の職員が成年後見制度について精通し、支援を要する機関に繋げることが重要であり、そのためには各相談窓口の職員の研修が重要であると考えます。
- ・ 特別養護老人ホームに入居されている方については、施設で身の周りのお世話がされますので、後見人としては定期的な施設利用料の支払いやご本人の意思に沿った対応がされているかチェックしたり面会に来ていただくことが多いと思います。身寄りの無い方を支援する場合に、亡くなったときの対応等、市へ相談できると助かります。
- ・ 地域では成年後見制度についてわからない方が多い。専門職で説明をしても理解を得られにくいことが多いです。
- ・ 気付いた時には遅いのであらかじめこうなったら後見人等へと契約したほうがスムーズ。理解度等が乏しくなってからでは難しい。
- ・ 被保佐人は、元気に就労Bを利用しています。身内は遠方ですし親族が近くにいないため、今後病気になった場合等が心配されます。保佐人は契約等の決定権はありますが、身上保護に関しては期待できません。その分福祉サービス事業者が対応しなければいけません。制度利用者とは言っても実際の支援はヘルパーやケアマネさんが対応することになるので、制度利用者だから安心であるとは言い難いと思います。
- ・ 寝たきり障がい者や全盲の方など、安心ネットを利用したり、ガイドヘルパーを利用し銀行からの払い戻しを行っています。入院をした場合の支援者が不在の場合にどのように対応したらよいかと考えます。自宅で倒れていたケースもあり、入院後の手続きは、ケアマネさんが支援するケースが多いです。判断能力もなく、自分で動けない場合の対応など、予め成年後見制度の手続きができていない方は良いと思いますが、病気や事故は

突然起こります。緊急時の場合に誰が支援できるか、事業所のみでは限界があるので、市の協力が必要と考えます。

- ・高齢者は判断能力が不足するようになってもお金を他人に任せようとする方は少ない。長い人生を暮らしてきた方にとって、お金を手元から手放せないと思う。知的等の障がい者については、親御さんが元気なときは自分たちで支援をしようと考えています。そのため、親御さんが元気なうちから制度を利用し、第三者にスムーズに移行できるような制度の周知が必要と思われます。
- ・判断能力について、あるかないか、誰がどの時点で行うかなど、難しい課題がたくさんあると思う。利用するまで、色々な方が関わっていないと難しいのではないか。
- ・決定するまでにとても時間がかかる制度と感じています。判断能力についても、どこまでなのか等、難しいと思います。必要な方については、包括支援センターや市にお任せしてしまうので、関わったとしても、身近に感じるのが薄いです。年に2回以上の研修会の参加（復命研修含む）等で、忘れない、思い出す等の努力をして、必要な方への支援をいち早く対応できるようにしていきたいと思います。内容の濃い研修会をお願いします。
- ・障害分野又は介護分野同士による法人後見に期待したい。利用者様の特性を熟知し、代理同意の精度が増すような気がする。また、併せて既存の福祉サービスに補完する形で、成年後見サービスを追加（報酬として）することで事業所の職員の確保にもつながる。生活保護受給者に対する貢献支援をサービスとすることで、どのような方をも受任することが容易になる。
- ・成年後見制度の課題として、認知度の低さと成年後見人のなり手の少なさがあると考えている。認知度に関しては、各事業所での研修や市民へのリーフレットや講演会等を強化していくことで解消に向かっていくと考えている。しかし、成年後見人のなり手の少なさに関しては、権利擁護の中心となってくる司法・行政書士等の法律関係専門職や社会福祉士などの福祉専門職だけでは足りないと考えている。また、成年後見人は高度な代理行為を行うことができるためその分責任も重い、その責任に見合う報酬とはなっていない場合も多く、手間に見合う報酬となるように制度利用に対しての助成も積極的に行い、市民の善意だけに頼らない運用としていくことも必要と考える。そのうえで、市民後見人の育成を行っていくべきと思う。
- ・後見人に対する。研修、報酬、後見人に相応しい人が望まれる。

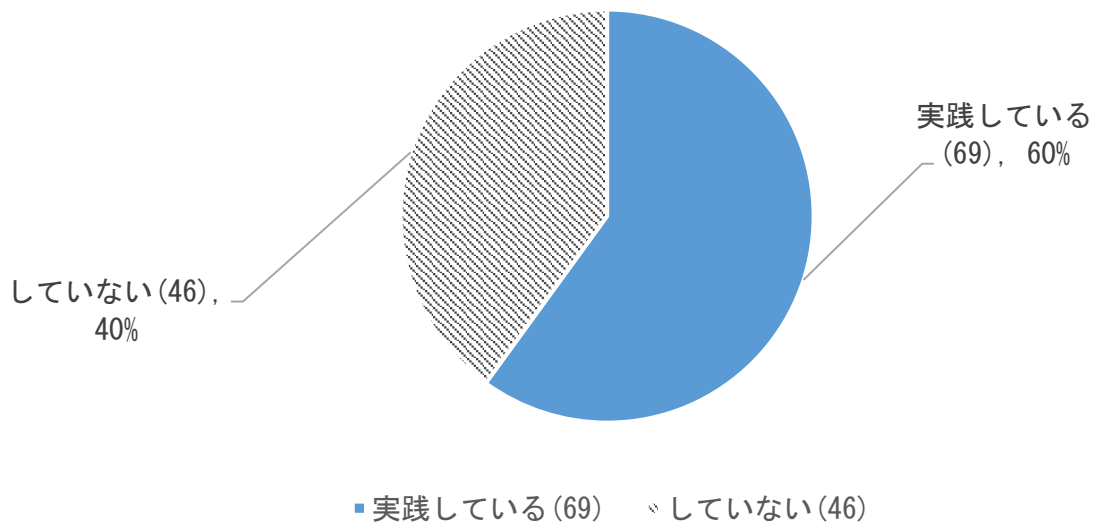
Q32 あなたは、意思決定支援を知っていますか。

1 知っている 2 知らない



Q33 あなたの事業所では、意思決定支援を実践していますか。

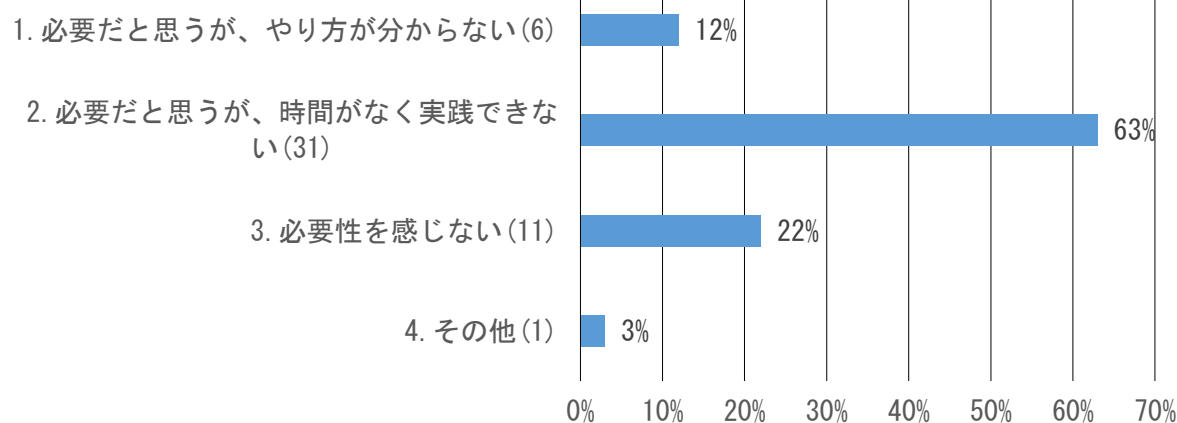
1 実践している 2 していない



Q34 Q33において「していない」と回答した方にお伺いします。

意思決定支援を実践していない理由を教えてください。

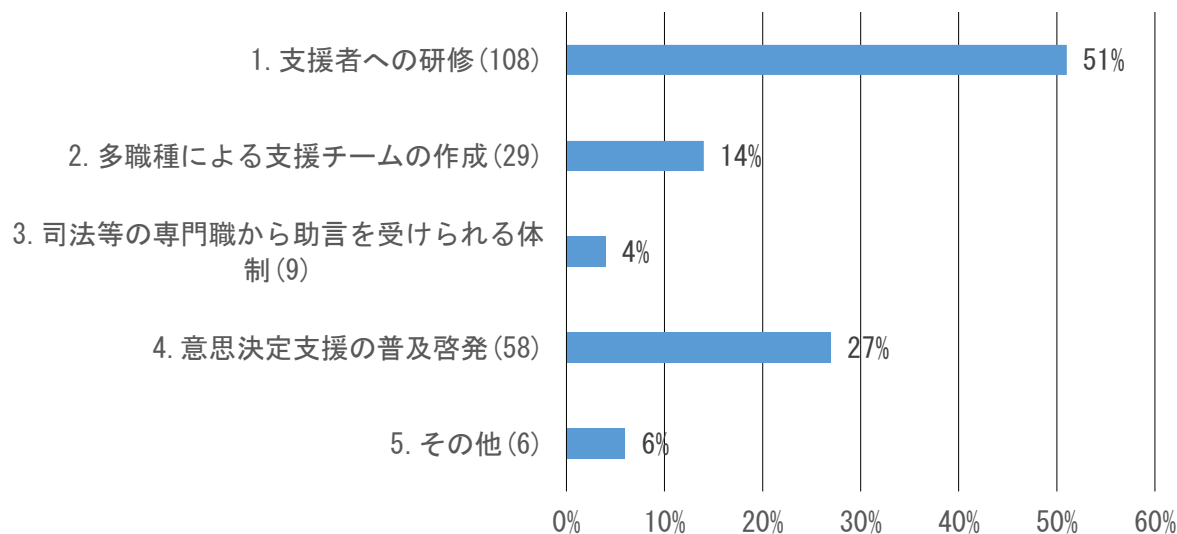
- 1 必要だと思うが、やり方が分からない。
- 2 必要だと思うが、時間がなく実践できない。
- 3 必要性を感じない。
- 4 その他()



* Q33 「していない」と回答した 46 事業所に対する割合

Q35 意思決定支援の実践を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

- 1 支援者への研修
- 2 多職種による支援チームの作成
- 3 司法等の専門職から助言を受けられる体制
- 4 意思決定支援の普及啓発
- 5 その他()



その他：

- ・ 支援者への研修とともに、現場の「時間・職員の心の余裕」がないと、利用者一人一人の意志を聞き出し、実践に移すことは難しい事なのではないか、と感じる。
- ・ 訪問介護員は、ある程度元気な時から利用者に接しているのので、その人の思いや行動など理解しています。きちんと話せない方やイエスやノーしか言えない方も支援しているので、支援中の7割は意思決定支援の連続です。
- ・ 利用者様の体験する機会の提供
- ・ 利用者様の体験の機会の場の日常的な提供

Q36 意思決定支援に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答をしてください。

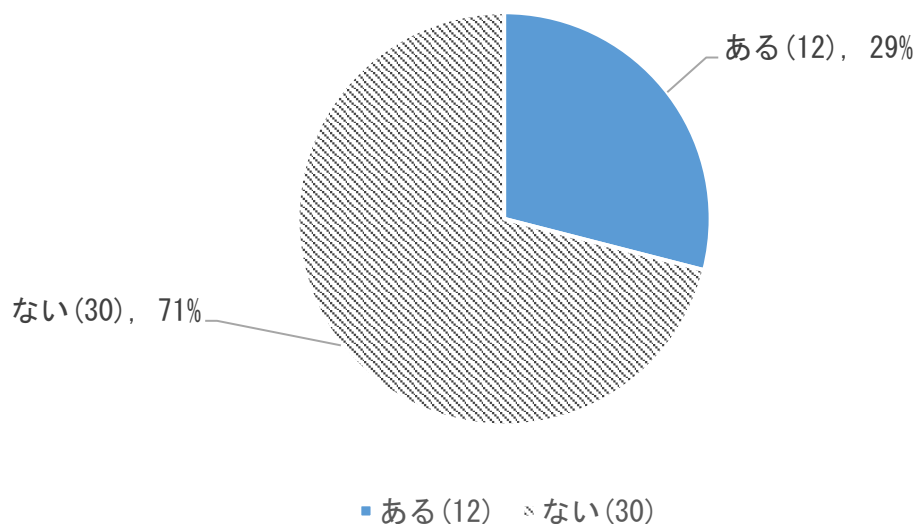
- ・ パワーバランス等で本人の意向確認が不十分となる場面が多々ある。関わる支援者が定期的に振り返る機会が必要に思う。
- ・ 支援者への研修では、実例を踏まえたロールプレイ等の研修をして欲しいです。
- ・ 福祉現場では常日頃から意思決定支援を行っていると思います。しかし、ガイドラインに沿った対応というと、多職種がその場において意思を確認するところまではできていないと思います。
- ・ 居宅支援事業所では支援決定支援について認知が薄いと思われます。支援者の研修としていただければ助かります。
- ・ 利用者がヘルパーの意見と異なる場合や、逆に非常識なことが利用者にとって常識である場合があることです。このため、コミュニケーションを強化し、日々自己覚知を行いながら利用者の個別ニーズを尊重した支援が必要です。
- ・ 課題は、情報アクセスの困難さ、コミュニケーションの障壁、法的・制度的複雑さ、資源不足、戦略選択の難しさ、認知度不足、社会的支持の不足です。要望は、情報へのアクセス向上、コミュニケーション支援、法的サポート、資源提供、トレーニング・教育、社会的認知度と支持の増加です。意思決定支援の効果的な実践には、これらの課題への対応と要望の実現が必要です。
- ・ 主な課題にはアクセス可能な情報提供、コミュニケーションの課題、代理決定者の指定と法的問題、個別化と尊重、サポートネットワークの整備、情報の適切なタイミング、文化的な感受性、経済的な課題があります。これらに対処するために、包括的なアプローチ、法的規制の改善、教育、社会的な意識向上が必要で、関係者との連携も不可欠だと思います。
- ・ 事例等を通しての研修など開催してほしい。
- ・ ご本人やご家族の意向をお聞きしながら支援していますが、どうしても介護者の思いが優先になってしまいます。ご本人不在とならないよう心を配った支援をしていきたいと思っています。意思決定を支援を行っているとお答えしましたが不十分と感じています。事例通した研修会等を開催していただければと思います。

- ・昨年制定された、障がい者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法に当該法人が取り組めるか不安を覚えている。知的障がい者の方に、契約書や重要事項説明書をどう理解していただくか、難しい課題と考えている。
- ・「意思決定支援」における我々の仕事は何を提供すべきかではなく、本人が何を言いたいか、何を望んでいるかを聞くこと・知ることが大事である。我々にとっての最善ではなく、障がいのある方の望む生活に近づいていくことができるようにすること、場面が変われば意思決定能力は変化するため「自分で決める力がある」という考えをもってもらえるよう支援に努めていくと同時に、スタッフの育成にも努めていきたい。
- ・意思決定支援における課題として、認知度の低さと支援者の育成不足があると思われる。特に支援者については、利用者の意思決定のプロセスへの踏み込む範囲がケースごとに変わってくるので、法的行為が関わってくる場合でも、安心して支援できるように成年後見人等との連携や、場合によっては法律の専門家や行政からの助言を気軽に貰えるような仕組みを地域全体で考え周知していく必要があると思う。
- ・本人の理解度、または家族が望むかどうか。
- ・意思決定支援とは何を指すのかを行政と事業所ですり合わせて共通認識を持つことが必要。
- ・私の理解が、よく進んでいないため回答できません。

※以下、医療機関および入所施設に対する設問（42 事業所）

Q37 ご自身の業務の中で、身寄りがない方に接する機会がありますか。

1 ある 2 ない



Q38 過去一年間で身寄りがない方の相談を受けた件数（把握できている数）を教えてください。※Q44を「ある」と回答した12事業所への質問

件

	回答数	人数(回答数×人数)
0人	1	0
1人	5	5
2人	2	4
5人	1	5
10人	1	10
未記入	2	-
	12	24

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q39 ご自身の業務において、身寄りがない方を支援するときどのような問題が生じていますか。※Q37を「ある」と回答した12事業所の回答への質問

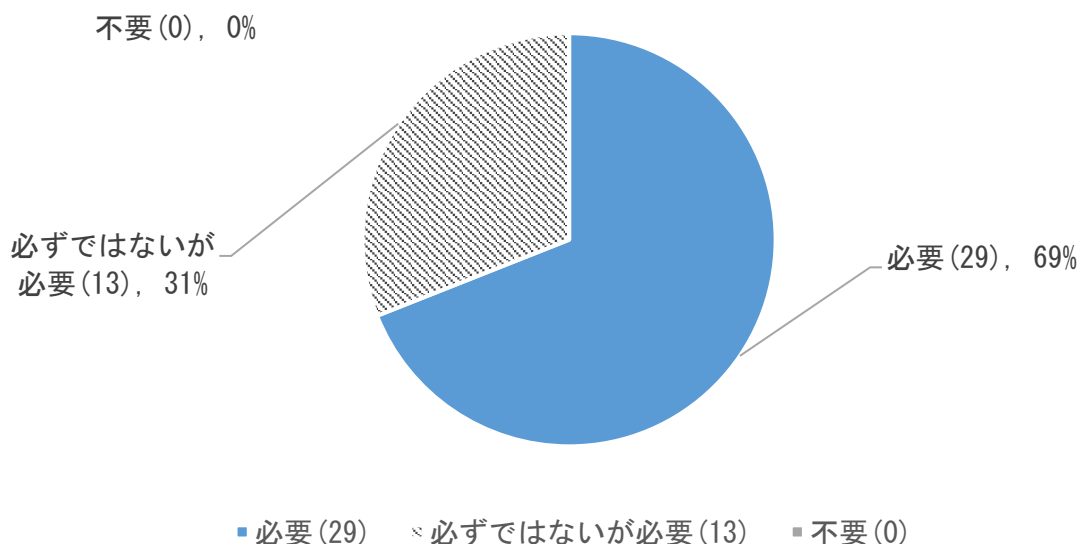
- ・医療行為の同意が得られない、退院後の生活についての相談ができない、必要な身の周りの物をもってきてもらえない、入院前の住まいに関することに対応いただけない、入院費・日用品費等についての相談ができない、金銭管理に関することに対応いただけない。
- ・生死にかかわる判断
- ・近しい親族が近くにおらず、入居の際必要な「保証人」になる方がいない。
- ・お亡くなりになられた際の対応について。
- ・保証人がいないこと。
- ・金銭管理の面、生活用品の購入等
- ・身元引受、金銭管理、死後の事務、不動産等の管理
- ・事業所の管理者が、身元引受人となっていること。

Q40 身寄りのないことによって生じる問題に対して、どのような対応をしていますか。※Q37を「ある」と回答した12事業所への質問

- ・権利擁護支援センター、地域包括支援センター等の関係機関と相談しながら対応している。
- ・事前に各種対応方法や制度紹介を行っている。
- ・成年後見人の選任がされている。
- ・救急搬送などの場合はケアマネジャーや民生委員の方に来てもらい、遠方の親族が来られるまでつないでもらう。
- ・施設内関連で身元保証サービスを行なっている。
- ・緊急時の連絡先
- ・社会福祉協議会の制度を活用している。
- ・必要な方には成年後見制度の活用、包括支援センターや市役所へ相談し、緊急時の対応方法の確認
- ・市や社協へ、相談をしている。
- ・今までは特に無かった。

Q41 あなたの事業所を利用（入院、入所）する場合、保証人、緊急連絡先は必要ですか。 ※全 42 事業所への質問

1 必要 2 必ずではないが必要 3 不要



Q42 保証人、緊急連絡先に求めている役割は何ですか。

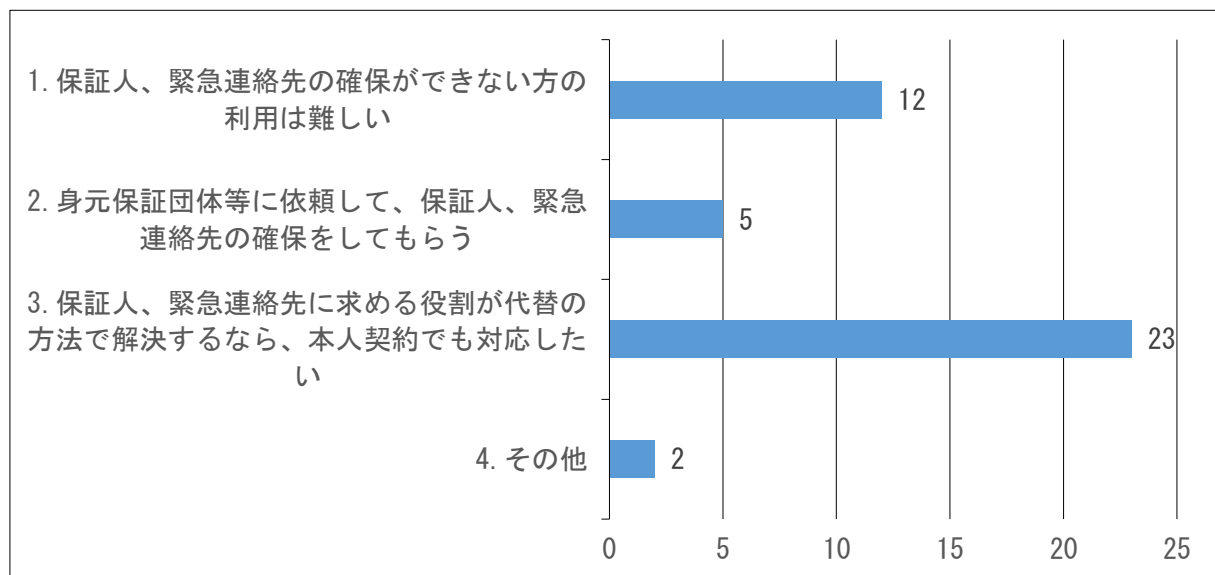
※全 42 事業所への質問

- ・ 契約の確認、医療行為への同意、他施設への転居の際
- ・ 身元の引受や本人の意思決定が難しい場合などに、対応していただくため。
- ・ 緊急連絡先…患者さんの急変時の対応、保証人…医療費が支払われなかった場合の対応、相談
- ・ 金銭管理、病院受診時の受付など。
- ・ 健康面、病気やけがなど命に危険が及ぶ場合の医療行為等の承諾をいただく。
- ・ 病状説明を聞き、治療等の意志決定、通帳等の管理、支払い、施設サービスの契約、身元の引き取り（亡くなられた際等）
- ・ 利用料等の費用支払いの保証、緊急時の対応、身元引受など
- ・ 入居者本人が出来ない場合代わって部屋代を支払ってもらう、退去の際荷物を引き取ってもらう、救急搬送などあった場合すぐ病院へきてもらう。
- ・ 何かあった際の対応、判断の依頼
- ・ 利用者の急変や、看取り時の連絡・対応など
- ・ 体調の変化
- ・ 身元、支払いの保証、緊急時の意思決定
- ・ 特にも急変時、死亡時の対応
- ・ 利用料の支払いが滞った場合の対応。医療機関を受診する際、治療方針や入院の手続きなど。死亡時。衣類や日用品の購入など

- ・未払いの場合、入院時の場合
- ・身元引受人
- ・身元引受
- ・本人に関することでグループホーム内だけでは対応を決定できない事がある際、意見・意向等を聞きたい。
- ・賃料の連帯保証、病気・死亡等の場合の連絡・対応
- ・入居者の債務についての連帯保証人、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行っていただいております。
- ・利用者が医療機関に入院する場合手続きが円滑に進行するよう事業所に協力すること。
- ・利用者の責により事業所に損害を与えた場合、当該損害を賠償すること。
- ・急な体調変化の際に連絡をとるため
- ・施設利用料の支払い、緊急時の病院付き添いや医療同意等の判断、亡くなったときの身元引受、遺留金品等の引き渡し
- ・入院などの際には、施設職員ではなく家族の同意を求められるから。また、事故等の報告は自施設のリスク管理上からも必要と考え、実施している。終末期には、看取りまで行っているため、連絡先が必要となっている。
- ・緊急時対応
- ・利用料金支払いの連帯保証人、急変時の病院受診付き添い（入院となった場合の入院手続きの対応）
- ・状況の変化、経済的な変化等のあった時に連絡できる。
- ・緊急時、入院時にご家族等に説明、同意を求められるため。
- ・体調変化・急変時の連絡先、利用料金の支払い請求
- ・緊急時の連絡や、金銭責務を履行する責任を負う役割
- ・利用料金の確保。看取り時の立会い、もしくは臨終の際の説明する機会
- ・支払いが滞った時の対応、急変時等の緊急時の対応
- ・緊急時対応ができるかどうか。
- ・金銭管理、体調不良の連絡

Q43 今後、保証人や緊急連絡先がない方への対応について、どのように考えていますか。※全 42 事業所への質問

- 1 保証人、緊急連絡債の確保ができない方の利用は難しい
- 2 身元保証団体等に依頼して、保証人、緊急連絡先の確保をしてもらう
- 3 保証人、緊急連絡先に求める役割が代替の方法で解決するなら、本人契約でも対応したい
- 4 その他



(その他)

- ・ 関係機関へ相談しながら対応していきたい。
- ・ 行政等相談しながら、対応検討していく。

Q44 「身寄りがない方への対応」について「意見」、「要望」などあれば自由に回答してください。※全 42 事業所への質問

- ・ 本人の意思が確認できなくなった場合の相談窓口が必要だと思う。
- ・ 制度として窓口となる行政機関の設置が望まれる。
- ・ 今後、身寄りがない方への対応が増えることが予想されるため、権利擁護支援センターをはじめ長寿介護課、福祉課等と関係機関との連携を進めていきたい。
- ・ 特になし
- ・ 身元引受人、成年後見人は本人の利益の代弁者であり、事業所を利用する場合は、選任していただきたいと考えます。
- ・ 成年後見制度や保証会社を利用するなど、やり方はあると思うが相談したことがない。
- ・ 特になし
- ・ 身元保証人になれる、という民間団体などあるようですが、できること・できないこと

がはっきりしません。実際にあった例を聞きながら、そういった団体を紹介してもらえ
る機会があればいいと思います。

- ・ 市役所等の手続きの簡潔化
- ・ Q43 のとおり、身元保証団体等があればスムーズなサービス利用が可能と思われる。
- ・ 柔軟に対応の検討を行なっていく。
- ・ 特になし
- ・ 対応例等の研修があれば、病棟スタッフにも周知していきたい。
- ・ 身内に頼らない社会保障システムの構築が可能か。
- ・ 身寄りのない方を支援する制度の作成
- ・ 身寄りのない方に対して、北上市が保証人になると、受け入れもしやすいのではないか。
- ・ 特になし
- ・ 現在のところ対応できているが、対応が難しい時にアシストやリハビリを適切に行え
る支援機関の充実。
- ・ 「身寄りがない方への対応」について、成年後見制度以外の知識が不足している為、情報
があれば知りたい。
- ・ 収入が少ない方も入居されておりますので、民間の団体などの利用は難しい場合がある
と考えられます。施設入所の場合ですと、退居される際に施設負担が少ないかたちで対
応できれば安心できると思います。
- ・ 成年後見制度、意思決定支援を活かせる多種チーム体制で支援出来れば望ましいと思い
ます。あくまでも理想論で書き込みましたが現実には難しいと思います。どの職種も人材
不足で円滑にチームを整えるのは厳しいですよ…。
- ・ 特になし
- ・ 成年後見制度で対応できることも多いが、医療同意や死後事務等不十分なところもある。
資産がある方は身元保証サービス利用も可能だが、資産がない方に対しては周りの支援
者や市役所の援助を頂きたい。
- ・ 施設内で看取りを行った場合に、身寄りがない場合にはどんな対応をすればよいか不
明なところがあるので、こういったケースについての研修のようなものがあれば安心し
て、受け入れ可能になると思う。
- ・ 成年後見制度を利用、市が責任を持って相談、対応してほしい。
- ・ 経済面で入居ができる状況なのか、体調変化等の時に病院への付き添い等が必要な場合
の人為的、事務的な手間をどう対応していくか。入院などした場合に治療の方針、延命
治療などの意思決定を本人ができない場合はどうするのか。
- ・ 今後増える可能性があるため、社会全体で検討が必要
- ・ 身元引受人・保証人の高齢化・死亡による責任能力の低下、停止時の他機関への連携が
今後、必要になってくるとと思われる。
- ・ 現時点では、ない。
- ・ 成人の方に対する措置というかたちは、限られてきたが止むなき場合は、行政との連携
が必要と考える。

- ・ 今後、増えてくることが予想されますので、金銭負担が少なくきちんと対応してくれる団体等があれば助かります。
- ・ まず、相談してほしい。できるくらいの支援はしたい。
- ・ ない